平成３０年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成３０年９月１５日から平成３１年１月１８日まで（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１５件（１５名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １ |  | ３ | ２ | ６ |
| 支援学校 |  | １ | １ | １ | ３ |
| 中学校 | １ |  | ２ |  | ３ |
| 小学校 | ３ |  |  |  | ３ |
| 合　計 | ５ | １ | ６ | ３ | １５ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 |  | １ | ４ | ２ | ７ |
| 公金公物関係 |  |  | １ | １ | ２ |
| 公務外非行関係 | ４ |  | １ |  | ５ |
| 交通法規違反等 | １ |  |  |  | １ |
| 合　計 | ５ | １ | ６ | ３ | １５ |

（１）一般服務関係…７件（７名）

①体罰…１件（１名）

・　市立中学校　男性講師（６０歳）『減給３月４日（減給６月相当）』

平成３０年１０月、男子生徒を指導した際、自身の胸で当該生徒の胸を押す、頭突きをするなどの体罰をした。

さらに、同講師は、過去にも生徒に対する体罰により、「停職３月」の懲戒処分などを受けていた。

②生徒への不適切な言動…１件（１名）

・　府立高等学校　女性教諭（５７歳）『減給３月』

平成３０年３月以降、顧問を務めるクラブの部員に対して、暴力を容認するかのような誤解を与えかねない発言をするとともに、同部の部員全員が閲覧可能なＬＩＮＥ掲示板に、自らの勝手な思い込みや部員への配慮を欠いた内容のメッセージを書き込んだ。

さらに、同教諭は、過去にも生徒への不適切な発言により、「戒告」の懲戒処分を受けていた。

２－２

③同僚職員へのハラスメント…２件（２名）

ア　府立支援学校　男性教頭（５３歳）『停職６月』

好意を抱いていた女性教員に対して、性的な内容のメールなどを繰り返し送るとともに、二人きりで会い、キスをするなどし、当該女性教員に強い不安感や著しい不快感を抱かせた。

イ　府立高等学校　男性事務長（５９歳）『減給１月』

嫌がる女性教員を複数回にわたり食事に誘うなどし、当該女性教員に不快感や不安感を抱かせた。

また、同事務長は、勤務時間中に学校敷地外で喫煙した。さらには、出張した際、体調不良となり、用務に従事することなく帰宅したことを校長に報告せず、当該出張の取消し手続きもとらなかった。

加えて、同事務長は、複数回にわたり、出退勤の記録を忘れ、また、そのことを校長に報告することなく、自ら出勤簿を修正した。

④学校事故…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３１歳）『戒告』

平成３０年６月、左肘を骨折してギプス固定している男子児童を自身がマンツーマンで指導することを条件に、体育のハードル走の授業に参加させた。

しかし、同教諭は、当該児童へのマンツーマン指導を徹底せず、結果、当該児童が転倒し、右腕を骨折する怪我を負った。

⑤職務専念義務違反…１件（１名）

・　府立高等学校　男性校長（６２歳）『戒告』

平成２９年４月から同年１２月にかけて、勤務時間中に学校敷地外で喫煙した。

また、同校長は、平成３０年６月１８日に発災した大阪府北部地震で、臨時休校となり実施できなかった授業を、振り替えて行う予定だった日が勤務日であることを失念して出勤しなかった。

これら、同校長の一連の行為により、一部の教職員との信頼関係が崩れるなどし、学校運営に支障を来たすこととなった。

　　⑥個人情報の誤廃棄事案の職務懈怠…１件（１名）

・　府立高等学校　男性校長（５７歳）『減給３月』

平成２９年９月、所属教員から個人情報を誤って廃棄したとの報告を受けていたにもかかわらず、故意に教育庁への報告を遅らせ、同校長が報告を受けてから約７ヶ月後に、ようやく教育庁に報告した。

２－３

（２）公金公物関係…２件（２名）

　　①通勤手当の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『戒告』

公共交通機関（電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、平成２９年４月、認定外の自家用車での通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

　　②海外研修時における住居費の虚偽申請…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（４５歳）『減給６月』

長期自主研修として赴任した現地において、研修先機関から支給される住居費を正規の額より水増しして受け取るため、正規の賃貸借契約を締結する一方、水増しした架空の賃貸料による賃貸借契約を締結し、架空の賃貸料により、研修先機関に対して住居費の認定を申請した。

（３）公務外非行…５件（５名）

　　①盗撮…１件（１名）

・　府立高等学校　男性講師（３４歳）『懲戒免職』

平成３０年７月、駅構内のエスカレータで、女性のスカート内の下着などを動画で撮影し、当該盗撮行為を現認した通行人により現行犯逮捕された。

さらに、同講師は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

②痴漢…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（２７歳）『懲戒免職』

平成３０年６月、夜間、歩行中の女性に痴漢目的で近づき、自転車で追い抜きざまに、当該女性の胸を触り、そのまま逃走した。

さらに、同教諭は、過去にも同様の方法で痴漢行為を繰り返していた。

③卒業生へのセクシュアル・ハラスメント…１件（１名）

・　市立中学校　男性教頭（４３歳）『減給１月』

平成３０年８月、卒業生の女性と二人きりで公園で話をした際、泣き出した当該女性を抱きしめ、キスをし、当該女性に不快感や嫌悪感を抱かせた。

④窃盗…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（２３歳）『懲戒免職』

平成３０年８月、高槻市内のディスカウントストアで、車のコーティング剤など４点（３，０００円相当）を窃取した。

さらに、同教諭は、過去にも窃盗行為を繰り返していた。

２－４

⑤事後強盗未遂…１件（１名）

・　市立中学校　男性講師（２９歳）『懲戒免職』

平成３０年１０月、高槻市内の路上において、駐車中の他人の自動車の車内を物色し、被害者の男性から追跡され、逮捕を免れようと、付近に停めていた自家用車で逃走する際、当該男性がボンネットにしがみついたままの同車を約３００メート走行させた。

（４）交通法規違反…１件（１名）

・　市立小学校　男性副主査（５６歳）『懲戒免職』

平成３０年９月、無免許で自家用車を運転中、追突事故を起こし、運転手外同乗者２名に怪我を負わせたにもかかわらず、救護義務を怠り、現場から逃走し、同年１０月、自動車運転処罰法違反（無免許過失運転致傷）及び道路交通法違反（救護義務違反・事故不申告）の容疑で逮捕、起訴された。

さらに、同副主査は、平成１０年７月頃、運転免許取消処分を受けて以降、無免許で自動車を常態的に運転し、平成２９年４月にも、無免許運転で検挙され、罰金刑に処せられていた。

３　府教委の取り組み

　○　平成３０年９月から１１月にかけて、「府立学校校長会」、市町村教育委員会の人事主担者会議などの機会を通じ、教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を依頼した。

また、同年９月には、府立学校の初任の常勤講師を対象に、服務規律の徹底を図るため、「教職員の服務について」の研修を実施した。

　〇　平成３０年１２月３日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事根絶に向けて、改めて指導の徹底を図った。今回は、「不適切な会計処理、手当の不正受給、欠勤」を重点項目と定め、複数の事例を掲載するなどし、各教職員の非違行為に対する意識改革を図った。

　○　加えて、「防災必携」のように、全教職員が常態的に携帯することで、不祥事防止に向けた個々の意識改革、自覚と責任の醸成に資することを目的に、『不祥事防止必携』を作成し、１２月の服務通達とあわせて、発出した。

２－５

３－６